

# 「薬物の濫用の防止に関する条例」

を制定しました

## 危険ドラッグ対策、強化します！

※兵庫県では、危険ドラッグを含むその類似品を「危険薬物」として、規制していきます。  
(平成26年12月1日全面施行)

### 県民の皆さんへ

#### 危険薬物の身体使用の禁止

危険薬物の吸入、摂取その他の方法による人の身体への使用を禁止します。

→みだりに使用した者には、警告し、警告に従わない場合には

5万円以下の過料に処されます。

#### 通報義務

この条例や法律に違反する薬物の使用、所持等に関する情報を入手した際、

速やかな県又は関係機関への通報義務が課されました。



### 危険薬物に関する手続き等

危険薬物の販売等には、次の事項を記載しなければなりません。

- ・危険薬物の名称及び用途
- ・製造者の氏名及び住所

また・・・

危険薬物を販売する店舗等は「知事監視店」として指定され、告示されます。

知事監視店（貯蔵場所等を含む）に貯蔵、陳列されている危険薬物の販売等には、

さらに次の規制や手続きが必要となります。

- ・知事監視店販売者の氏名、住所及び問い合わせ先の記載
- ・運転免許証等による購入者等本人及び年齢確認
- ・身体に使用しない旨の誓約書の提出の受け取り 等

※未成年者の場合は、保護者への説明、誓約書の受け取りなどが必要



### 違反すると・・・

#### 警告・命令・罰則

必要な手続きを行わない者に対し、警告します。  
警告に従わない者に対し、販売等の中止などを命じます。  
販売中止等の命令に違反した者等については50万円以下の罰金に処されます。

#### 過料

警告に従わず、危険薬物を吸入、摂取その他の方法で人の身体にみだりに使用した者は、5万円以下の過料に処されます。